

芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会 開催要綱

1 開催目的

今般、化成品等の製造事業場において、3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン（以下「MOC A」という。）等の化学物質を取り扱う業務に従事した複数の労働者から、膀胱がんを発症したとして労災請求がなされた。

がん原性を有する化学物質を取り扱う業務に従事した者に発症した尿路系腫瘍（膀胱がんを含む。）については、労働基準法施行規則別表第1の2第7号及び同表第10号に基づく告示（以下「別表等」という。）に個別の原因物質名を列挙しており、昭和51年8月4日付け基発第565号「芳香族化合物のニトロ又はアミノ誘導体による疾病の認定基準について」（以下「通達」という。）に基づき業務上外の判断を行っているところであるが、MOC Aを取り扱う業務による尿路系腫瘍については、別表等に明記されておらず、前記通達の記の3により、りん伺の上、厚生労働本省においてその因果関係を判断する必要がある。

そこで、労働者が従事した業務と膀胱がん発症との因果関係について専門的な見地から検討するため、厚生労働省大臣官房審議官（労災、建設・自動車運送分野担当）が、医学、化学、衛生学の専門家に参集を求め、意見を徴し、当該事案への的確な対応を図ることとする。

2 検討会の構成及び検討対象

（1）検討会の構成

ア 本検討会は、別紙の専門家を参集者とする。

イ 本検討会には、座長をおき、検討会を統括する。

ウ 本検討会には、必要に応じ、別紙参集者以外の有識者等の参集を依頼することができる。

（2）検討対象

ア 本検討会では、MOC A等を取り扱う業務に従事した労働者に発生した膀胱がんに係る事案について検討するものとする。

イ 本検討会は、検討結果が取りまとめられた時点において終了するものとする。

3 その他

（1）本検討会は、個別事案について取り扱うため非公開とする。

（2）本検討会に参集した者は、本検討会で知ることのできた秘密を漏らしてはならないものとし、検討会終了後も同様とする。

（3）参集及び検討会運営に関する庶務は、厚生労働省労働基準局補償課職業病認定対策室において行うこととする。

（4）本要項に定めるもののほか、本検討会に関し必要な事項は、本検討会において定める。

附則 本要綱は、令和2年2月4日から施行する。

(別紙)

芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会

参集者名簿

(五十音順)

氏名	所属・役職・専門
えがわ しん 穎川 晋	東京慈恵会医科大学附属病院泌尿器科 主任教授、診療部長 泌尿器科学
おおえ ともゆき 大江 知之	慶應義塾大学薬学部医薬品化学講座 准教授 化学
おがわ おさむ 小川 修	京都大学医学研究科泌尿器科学 教授 泌尿器腫瘍学
こうだ しげき 甲田 茂樹	(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 所長代理 労働衛生学
すか まち 須賀 万智	東京慈恵会医科大学環境保健医学講座 教授 疫学
つのだ まさし 角田 正史	防衛医科大学校医学教育部医学科 教授 衛生学
やなぎさわ ひろゆき 柳澤 裕之	東京慈恵会医科大学 副学長 環境保健医学講座 教授 産業中毒学